

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>一 宮城県仙台市の区域</p> <p>二 秋田県仙北市の区域</p> <p>三 茨城県つくば市の区域</p> <p>四 千葉県千葉市及び成田市、東京都並びに神奈川県<small>の区域</small></p> <p>五 新潟県新潟市の区域</p> <p>六 石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域</p> <p>七 愛知県の区域</p> <p>八 京都府、大阪府及び兵庫県<small>の区域</small></p> <p>九 大阪府大阪市の区域</p> <p>十 兵庫県養父市の区域</p> <p>十一 広島県及び愛媛県今治市の区域</p> <p>十二 福岡県北九州市及び福岡市の区域</p> <p>十三 沖縄県の区域</p>	<p>国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>一 宮城県仙台市の区域</p> <p>二 秋田県仙北市の区域</p> <p>三 千葉県千葉市及び成田市、東京都並びに神奈川県<small>の区域</small></p> <p>四 新潟県新潟市の区域</p> <p>五 愛知県の区域</p> <p>六 京都府、大阪府及び兵庫県<small>の区域</small></p> <p>七 兵庫県養父市の区域</p> <p>八 広島県及び愛媛県今治市の区域</p> <p>九 福岡県北九州市及び福岡市の区域</p> <p>十 沖縄県の区域</p>